

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律

最近の運輸分野における事故等の発生状況にかんがみ、運輸の安全性の向上を図るため、運輸事業者に対する安全管理規程の作成及び届出の義務付け、航空・鉄道事故調査委員会の所掌事務の追加を行うとともに、踏切道の改良に係る補助措置の期間を延長する等所要の措置を講ずる。

最近、ヒューマンエラー等が背景と見られる事故・トラブルが多発

鉄道

- ✓JR西日本福知山線脱線事故(H17.4.25)
 - ✓東武鉄道伊勢崎線竹ノ塚駅付近踏切事故(H17.3.15)
- 等

航空

- ✓JAL新千歳空港における管制指示違反(H17.1.22)
- ✓JAL非常口扉のドアモード変更失念(H17.3.16)
- ✓ANA高度計の誤った指示に従った飛行(H17.6.5)等

海運

- ✓九州商船フェリーなるしお防波堤衝突(H17.5.1)
 - ✓知床半島観光周遊船座礁(H17.6.23)
- 等

自動車

- ✓大川運輸踏切衝突事故(スーパーひたちと衝突)(H17.4.26)
 - ✓近鉄バス横転事故(H17.4.28)
- 等

問題点及び課題

安全最優先の意識の形骸化
経営・現場間及び部門間の意思疎通・情報共有が不十分
経営陣の安全確保に対する関与が不十分 等

運輸事業者における輸送の安全性を確保するための取組みを強化する必要

開かずの踏切対策の促進が必要
(歩行者への安全対策) 等

踏切道の安全性の向上を図る必要

原因究明等のため、国の事故等調査機能の充実が必要 等

運輸の安全に関する国の組織体制を強化する必要

鉄道事業法、軌道法、航空法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、海上運送法、内航海運業法等の一部改正

- 目的規定の改正及び責務規定の追加
- 安全管理規程の作成及び届出の義務付け
- 安全統括管理者の選任及び届出の義務付け
- 安全管理規程に係る立入検査等の基本的方針の策定
- 安全に関する情報の公表の義務付け
- その他鉄道、航空等における安全対策 等

安全管理規程の主な記載事項

- 輸送の安全性を確保するための事業の運営の方針
- 各部門の安全に関する組織体制と情報伝達
- 内部監査の実施
- 事業運営の継続的見直し 等

経営トップ主導による輸送の安全性を確保するための事業運営の自律的・継続的な実現と見直し・改善

安全意識の浸透、安全風土の構築

踏切道改良促進法の一部改正

- 改良が必要と認められる踏切道の指定を行う期間を平成18年度以降の5箇年間に延長

- 踏切道の改良の方法に歩行者等立体横断施設の整備を追加

- 勧告制度・報告徴収制度の創設

- 連続立体交差事業に係る無利子貸付制度の創設

航空・鉄道事故調査委員会設置法等の一部改正

【航空・鉄道事故調査委員会】
➢被害の軽減に向けた調査提言機能の所掌事務規定への追加

【海難審判庁】
➢国土交通大臣等に対する海難防止施策に係る提言規定の追加

等

法律の公布後9月以内の施行
(航空法の一部は、公布後1年以内の施行)

平成18年4月1日施行